

浄化槽保守点検業者 登録の手引

令和元年10月

東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課

東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課

はじめに

東京都の区域内（23区、八王子市及び町田市を除く）において、浄化槽保守点検業を営もうとする方は、東京都知事の登録が必要です。

なお、特別区（23区）、八王子市及び町田市の区域内を対象として業を営む場合については、23区・八王子市役所・町田市役所の浄化槽担当課まで、直接お問合せください。

本手引きでは、浄化槽保守点検業に係る登録制度の手続きについて説明します。

本手引きにおいて条例とは「東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を、規則は「東京都浄化槽の保守点検等に関する規則」をいいます。

目次

- 1 登録の対象
- 2 登録の条件
- 3 手続きの種類
- 4 各手続きの手数料
- 5 登録申請窓口
- 6 申請方法
- 7 手続きの流れ
- 8 申請書類の作成
- 9 保守点検業者の遵守事項
- 10 各様式の記入例

1 登録の対象

東京都の区域内(23区、八王子市及び町田市を除く)において、浄化槽保守点検業を営もうとする方。

2 登録の条件

- 東京都の区域内に営業所を設置すること。(条例第10条第1項)
- 営業所ごとに浄化槽管理士を置き、規則で定める器具を備えること。(条例第10条第2項)

3 手続きの種類

(1) 登録

東京都の区域内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は5年です。手続き完了後に、都は「登録通知書」及び申請した浄化槽管理士の人数分の「浄化槽管理士の身分を示す証明書(以下「身分証明書」とする。)」を交付します。

(2) 更新の登録

登録の有効期間(5年間)満了後も引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合には、有効期間満了の30日前までに更新の登録を受けなければなりません。

(有効期間満了の60日前から申請の受付を開始します。)

(3) 変更の届出

東京都に登録した事項に変更があった場合、変更の日から30日以内にその旨を知事に届け出なければなりません。届出の対象となる事項については8(2)を参照のこと。

(4) 廃業の届出

浄化槽保守点検業者が、浄化槽保守点検業を廃止又は、法人が破産手続き開始の決定により解散した等の事由に該当した場合に、該当した日から30日以内に知事へ届け出なければなりません。届出の必要のある事由及び届出する者の詳細については、8(3)を参照のこと。

4 各手続きの手数料

(1) 手数料

(登録手数料：28,000円、浄化槽管理士の身分を示す証明書発行手数料：400円/1人)

手続きの種類	手数料
登録(登録の更新含む)	28,000円+(400円×浄化槽管理士の人数)
変更の届出 (浄化槽管理士の追加あり)	400円×追加する浄化槽管理士の人数
変更の届出 (浄化槽管理士の追加なし)	無料
廃業の届出	無料

(2) 手数料の納付方法

登録の申請時に、都庁第二本庁舎内にある金融機関または多摩環境事務所管理課経理担当者に対して、現金で支払います。

5 登録申請窓口

営業区域により、申請窓口が異なります。

営業対象区域	担当窓口
島しょ地域 島しょ地域及び多摩地域（八王子市・町田市を除く）	資源循環推進部 一般廃棄物対策課 生活排水対策担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二庁舎 19階 電話:03-5388-3583(直)
多摩地域（八王子市・町田市を除く）	多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当 〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3階 電話:042-528-2692(直)

6 申請方法等

(1) 申請方法

- ・申請は予約制ですので、予め上記の担当窓口へお電話で予約のうえ、来庁してください。
- ・浄化槽保守点検業の登録・登録の更新・身分証明書の発行を伴う変更の届出は、手数料を納付する必要があるため郵送での受付はしていません。

(2) 申請受付時間

平日午前 9 時半から 11 時半まで及び午後 1 時から 3 時半まで。

(3) 身分証明書の申請時における注意事項

身分証明書の交付に当たっては、申請する浄化槽管理士の**本人確認及び所属保守点検業者との雇用関係の確認**が必要です。原則として、申請時又は受領時には浄化槽管理士本人が来庁してください。確認のために必要な書類は以下のとおりです。窓口で確認したら返却します。

	必要書類
浄化槽管理士本人が来庁して申請する場合	下記 2 種類の原本を持参してください。 ○ 公的機関が発行した身分証明書 （運転免許証・パスポート等のほか、写真がないものも可） ○ 雇用関係が分かる書類 （健康保険証・雇用契約書等）
代理人（行政書士、所属する浄化槽保守点検業者の社員等）が来庁して申請する場合	下記 2 種類のカラーコピーを持参してください。 ○ 公的機関が発行した身分証明書 （運転免許証・パスポート等、 写真があるもの ） ○ 雇用関係が分かる書類 （健康保険証・雇用契約書等）

(4) 登録通知書等の受領について

- 登録通知書及び身分証明書の受領は、来庁又は郵送で受付します。
- 郵送での交付を希望される方は、申請の際に送付先を記入したレターパックプラスをお持ちください。

※登録通知書及び身分を示す証明書等を手渡してお届けできるため、必ずレターパックプラスを使用してください。

7 手続きの流れ

(1) 登録・登録の更新の場合

- ①申請書の作成
- ②申請日時の予約
- ③申請（来庁）
- ④営業所審査
(営業所としての条件を満たしているかを確認します。)
- ⑤登録通知書及び身分を示す証明書の交付

} 30営業日

※島しょ地域に存在する営業所については、営業所審査を実施しません。

※標準処理期間は30営業日とし、その中には申請書受理後に書類の修正・不足書類の追加に要した期間は含まれません。

(2) 変更の届出・廃業の届出

- ①届出書の作成
- ②届出の予約（浄化槽管理士の追加ありの場合のみ）
- ③届出
- ④登録通知書・身分を示す証明書の交付
(登録通知書記載事項に変更があった場合及び浄化槽管理士の追加がある場合のみ)

8 申請書類の作成

(1) 登録・登録の更新の場合

	提出書類	注意事項	
① 浄化槽保守点検業の登録(2部作成)	登録申請書(指定様式)		
	役員名簿(指定様式)		
	誓約書(指定様式)	申請者氏名と印(法人の場合、法人名はゴム印も可、ただし代表者氏名は自署のこと)。	
	器具明細書(指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所ごとに作成のこと。 ・内容欄は、品名・規格等を記入すること。 ・島しょ部の事業者は各器具の写真(任意様式)を添付すること。 	
	法人	(1) 定款または寄付行為 (2) 履歴事項全部証明書	申請日より3か月以内に発行されたものに限る。
	個人	(1) 住民票抄本 (2) 身分証明書	
	従業員名簿	浄化槽保守点検業に従事する従業員全員の氏名を記入すること(役員、営業、事務関係を含む)。	
	営業所の案内図	住宅地図の写し等	
	営業所の貸借契約書または使用許可証の写し(営業所を賃借・無償使用している場合のみ)		
② 身分証明書の交付申請	身分を示す証明書交付申請書(指定様式)	1部のみ	
	浄化槽管理士免状の写し	A4サイズに縮小コピーすること。	
	写真 (縦25mm×横20mm)×2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内に撮影したもの。 ・1枚は「身分を示す証明書交付申請書」の所定位置に貼り、1枚は持参すること。 ・写真の裏面には、事業所名と氏名を記入すること。 	

※①は2部作成いただくうち、1部は原本のコピーで構いません。

(2) 変更の届出・廃業の届出

No.	変更事項	添付が必要な書類	
1	申請者名	法人	(1) 履歴事項全部証明書
		個人	(1) 住民票抄本 (2) 「身分を示す証明書交付申請書」関係書類
2	申請者住所/本社所在地	法人	履歴事項全部証明書
		個人	住民票抄本
3	営業所所在地	案内図 賃貸借契約書・使用許可書（貸借・無償使用している場合のみ）	
4	代表者及び役員 (法人の場合に限る。)	履歴事項全部証明書 誓約書	
5	営業区域	変更届出書のみ	
6	浄化槽管理士 増員/氏名変更	「身分を示す証明書交付申請書」関係書類 (1) ②を参照のこと	
7	浄化槽管理士 減員	当該管理士の身分を示す証明書	
8	廃業する場合	廃業の届出書、登録通知書及び身分証明書	

<お願い>

保守点検業者の電話番号は業務執行上必要ですので、電話番号が変わった場合は上記様式には定めがありませんが、東京都の担当窓口（5を参照のこと。）までご連絡をお願いします。

(3) 廃業の届出

浄化槽保守点検業者が下表のいずれかの状態に該当した場合は、その日から30日以内に、その右欄に記載の者が都知事に提出する必要があります。

	状態	廃業の届出を提出する者
1	浄化槽保守点検業を廃止した場合	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業者であった個人 浄化槽保守点検業者であった法人の役員
2	浄化槽保守点検業者だった者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> その相続人
3	法人が合併により消滅した場合	<ul style="list-style-type: none"> その役員であった者
4	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	<ul style="list-style-type: none"> その破産管財人
5	法鵜人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	<ul style="list-style-type: none"> その精算人

9 保守点検業者の遵守事項

(1) 保守点検の記録票、契約書、帳簿を3年間保存すること。(条例第13条)

(2) 「浄化槽保守点検業者登録票」(標識)を、営業所ごとの見やすい場所に掲示すること。(条例第12条)

(3) 保守点検作業を実施する際、必ず「身分を示す証明書」を携帯すること。(条例第11条第3項)

(4) 登録内容に変更が生じた場合、30日以内に「登録事項変更届」を添付書類とともに提出すること。

(条例第7条)

(5) 浄化槽保守点検業を廃業した場合、30日以内に「浄化槽保守点検業廃業等届」を、「登録通知書」と「身分を示す証明書」とともに提出すること。(条例第8条)

(6) 毎年4月30日までに前年度の「浄化槽保守点検受託契約基数報告書」を提出すること。(規則第18条第5項)

※受託基数がない場合も提出すること。郵送可

(7) 浄化槽関係法例を遵守すること。

10 様式の記入例

- 1 浄化槽保守点検業者登録申請書
- 2 役員名簿
- 3 誓約書
- 4 器具明細書
- 5 身分を示す証明書交付申請書
- 6 登録事項変更届

個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入すること。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 **東京都立川市〇〇町△丁目□□-□
 ■■■■株式会社
 氏名 代表取締役 **東京 太郎** (印)**

〔法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

代表者印を
 捺すこと

浄化槽保守点検業者登録申請書

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第 項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地	名 称	所 在 地		
	立川営業所	東京都立川市〇〇町△丁目□□-□ ▽▽ビル3階 電話番号 042-×××-〇〇〇〇		
2 役員氏名	法人の場合のみ、役職、氏名、生年月日及び住所を記載した役員名簿（所定様式）を別途添付すること。			
3 営業区域	（市町村名） 多摩地域全域（八王子市・町田市を除く） 又は 島しょ地域 （特定の市町村に限定する場合はその自治体名を記載してください。）			
4 浄化槽管理士氏名等 〔営業所ごとに記入すること。〕	営業所名	浄化槽管理士氏名	浄化槽管理士免状番号	担当営業区域
	立川営業所	東京 次郎	第〇〇〇〇〇号	上記営業区域
	同上	東京 三郎	第〇〇〇〇〇号	同上
5 添付書類	(1) 申請者（当該申請者が法人である場合にあつてはその役員を、浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）を含む。）が東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面 (2) 器具の明細を記入した書面（営業所ごとに別紙とすること。） (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。） (4) 住民票の写し及び身分証明書（申請者が個人の場合に限る。） (5) 法定代理人の登記事項証明書又は住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写しを含む。）（申請者が浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合に限る。） (6) 浄化槽管理士免状の写し (7) 従業員名簿 (8) 営業所の案内図 (9) 申請者が営業所の所有権を有しない場合にあつては、当該営業所を使用する権原を有することを証する書類			
備考	1 本申請書及び添付書類をそれぞれ2部提出すること。	2 欄内に書き切れな いときは、別紙に記入すること。	受付 年月日	手数料 納入 確認

役員名簿

2 役員氏名	役職名	フリガナ 氏名 (生年月日)	住所	
法人の場合のみ記入すること。	代表取締役	東京 太郎 (昭和12年3月4日)	東京都立川市△△町1-2-3	
	取締役	東京 花子 (昭和56年7月8日)	東京都立川市△△町9-8-7	
	監査役	江戸 二郎 (平成元年2月3日)	東京都立川市★★町1-3-5	

監査役の方も
忘れず記入し
てください。

誓約書

浄化槽保守点検業者登録申請者（当該浄化槽保守点検業の登録申請者が法人である場合にあってはその役員、浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む）を含む。）は、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
(自署)

印

東京都立川市〇〇町△丁目□□-□
■■■■株式会社
代表取締役

東京太郎

代表取締役
ご本人
の印鑑

東京都知事

展

器 具 明 細 書

機具名	内 容 (品名・規格等)	数 量	※ 確認欄
1 スクリーンかす かき落とし用具	熊手、ブラシ、タワシ等	1	
2 パイプ・スロット掃除用具	カンツール、パイプブラシ、ホース等	1	
3 スカム破砕用具	スコップ、透明アクリル等	1	
4 汚泥かき落とし用具	デッキブラシ、金属ヘラ等	1	
5 機器の分解に必要な標準工具一式	ドライバー、スパナ、モンキーレンチ、六角レンチ、 外工具一式	1	
6 テスター	〇〇 (メーカー) 製□□ (型番)	1	
7 絶縁抵抗測定器	〇〇 (メーカー) 製□□ (型番)	1	
8 ヘルメット	〇〇 (メーカー) 製 又は△△型	1	
9 照明器具	懐中電灯、投光器等	1	
10 水温計	アルコール0～100℃ 又はpH計DO計に付 属のものを使用	1	
11 透視度計	ガラス製又はアクリル製 30cm計	1	
12 水素イオン濃度指数測定器具(PH)	試薬比色法による指示薬及び標準管一式 又はpH計 (〇〇 (メーカー) 製□□ (型番))	1	
13 溶存酸素測定器具(DO)	DO計 (〇〇 (メーカー) 製□□ (型番))	1	
14 残留塩素測定器具	比色法 (DPD法) による試薬及び標準機一式、残 留塩素測定器 (〇〇 (メーカー) 製□□ (型番))	1	
15 亜硝酸性窒素測定器具(GR)	GR試薬及び試験器具等一式	1	
16 塩素イオン濃度測定器具	硝酸銀滴定法による試験器具等一式、バック式、塩素 イオン測定器 (〇〇 (メーカー) 製□□ (型番))	1	
17 汚泥量測定シリンダー	1ℓメスシリンダー等	1	
18 混合液浮遊物質濃度計一式(MLSS)	電極型MLSS計 (〇〇 (メーカー) 製□□ (型番))	1	
19 スカム厚測定器具	ステンレス製 2m等	1	
20 汚泥厚測定器具	透明塩ビパイプ 3m等	1	
21 顕微鏡	〇〇 (メーカー) 製	1	
22 その他保守点検を実施する上で 安全衛生上必要な器具	ゴム手袋、ゴム長靴、軍手、はしご、有毒ガ ス検知管等	1	

(注) 申請者は、※には記入しないこと。

※確認者氏名印

印

浄化槽管理士の人数分作成すること。

令和元年1月4日

東京都知事 殿

申請者 住所 東京都△△市☆町1-2-3

氏名 大江戸 太郎

印

生年月日 平成元年1月1日生

浄化槽管理士

免状交付番号 第0000000号

申請者本人の印

身分を示す証明書交付申請書

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第3項の規定に基づく身分を示す証明書の交付を受けたいので申請します。

記

所属する都知事登録浄化槽保守点検業者の住所、氏名及び登録番号

住所 東京都立川市○○町△丁目□□-□

氏名 ■■■■株式会社 代表取締役社長 東京 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

登録番号 浄保(○)第○○○号

忘れずに写真を添付すること。
写真の裏には法人名と申請者の名前を記入すること。

写 真	受付年月日

注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景で縦25mm×横20mmのものを、1枚は所定の位置に貼り、1枚を提出すること。

登録内容に変更が生じた日から30日以内に提出してください。

年 月 日

東京都知事 殿

住所 東京都立川市〇〇町△丁目□□-□
■■■■株式会社

氏名 東京 太郎 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 042-xxx-0000

登録事項変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付都知事登録 浄保(〇)第〇〇〇号で登録を受けた浄化槽保守点検業について、次のとおり登録事項を変更したので、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

「本社所在地」「営業所所在地」「代表者及び役員」「営業区域」「浄化槽管理士増員・減員」等から該当するものを書いてください。

変更事項		役員の変更	
変更内容	新	都庁 太郎 都庁 花子 ●都庁 一郎	
	旧	都庁 太郎 都庁 花子 ○都庁 二郎	
変更理由		役員改選のため(●退任、○新任)	
変更年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
備考	本書は正副2部提出すること。	受付年月日	法人における役員変更の場合は、登記した日を記入してください。

書ききれない場合は別紙へ